

小西議員の賛成討論

ただ今上程されています意見書案第 7 号 国民健康保険における子どもに係る均等割りの軽減を求める意見書の提出について賛成の立場から討論します。

そもそも国民健康保険税（料）の算定方式は所得に応じて算定する所得割額と、加入世帯に対して算定する算定する平等割額と、加入者である被保険者一人一人に対して算定する均等割り額の合計で課税される仕組みとなっています。

このもとでは、国保加入世帯家族が増えると咽頭割り額が加算され、負担が重くなる仕組みとなっています。家族に子どもがふえると保険料の負担が重くなるこの仕組みは、子育てに関するさまざまな負担軽減策を進めている甲賀市の政策の方向とも相入れないものとなってきています。

いっぽう、同じ医療保険制度でも、被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険にはこうした負担はありません。扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わらない仕組みとなっています。国民健康保険加入者のみに重い負担を強いる要因の一つともなっており、早急な見直しが求められています。

今年4月から実施される「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」、いわゆる国保の新制度の中で、国民健康保険の改革に当たっては、地方から提案されている地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しとともに、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入についても今後の検討課題とされています。

こうしたことから国民健康保険における子どもに係る均等割りの軽減を求める声は強く、全国知事会からも政府に対して要望がだされ、全国市長会も同じ内容で国に対して提言を行っています。

すでに、地方自治体が独自に、子どもに係る均等割り額を軽減する措置を講じている自治体もあります。

本意見書は、子育て支援拡充の観点から、政府において国民健康保険における子どもの均等割り額について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ国の負担による免除及び軽減の見直しを早急に検討し、見直すことを強く求めているものです。

本意見書が採択されますよう議員各位のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論とします。

